

# ロバート・オウエンのアイランド訪問

——クロンクリ卿とウィリアム・トンプソン

後藤 浩子

---

はじめに

- 1 1820年代のアイランド農村の状況
- 2 クロンクリ卿とオウエン招聘
- 3 トンプソンのオウエン擁護

おわりに

## はじめに

本稿で焦点を当てたいのは、アイランドでのオウエン受容の主体である。オウエンは、1822年から23年にかけてアイランドに赴き、現地を視察し、相互協働（mutual co-operation）に基づく共同体の計画を立案し、ダブリンでは講演会も数次にわたり開催している。しかし、これまでのオウエン研究では、このアイランド訪問の背景は、あまり詳細に示されてはこなかった。ハリソンは、「ハイバーニア [=アイランド] の支持者は、〔ブリテンの協会と比較して〕さほど著名ではなかったが、クロンクリ卿のリーダーシップの下に地元のジェントリを含んでいた」と述べている<sup>(1)</sup>。ハリソンは、オウエンを支持した当時の慈善家を①スコットランドのラナーク州を中心とする開明的ジェントリ、②アイランドの地主層、③ロンドンの富裕層、④アメリカ合衆国の慈善家の四つに分類している<sup>(2)</sup>。この第二のカテゴリーで名前が挙げられているのは、W. トンプソン、オプライエン大佐、ララヒン協同組合を設立したヴァンデリユア、ベルファストで協同組合を組織したマコーマック医師、そして『人類の半分からの訴え』をトンプソンと共著したアナ・ウィーラーである。

アイランドでのオウエン主義と言え、トンプソンの名前が挙がり、思想史的に、この関係は是認されている。さらに、運動の実践としてはララヒン協同組合がある、しかし、より広い歴史的経緯を考察すると、1822-23年のオウエンの数次にわたるアイランド訪問はむしろまったく別の人物、クロンクリ卿によって援助され、その際の講演会が予期せぬ結果をもたらした。一部の聴衆が示したオウエンへの反発は、トンプソンに大きな問いを投げかけ、また一方で、オウエンが示し

---

(1) J.F.C.Harrison, *Robert Owen and the Owenites in Britain and America*, Routledge & Kegan Paul, 1969, p.19.  
〔〕内は引用者。

(2) *Ibid.*, p.20.

た「社会の平和と繁栄、つまり道徳性と自己利益の幸福な結婚という展望」は、聴衆の一人であったヴァンデリュアには大いなる感銘を与えた<sup>(3)</sup>。

では、クロンクリ卿自身はなぜオウエンを援助したのだろうか。「オウエンは、誤ったワークハウス原則に代わって、もしある種の救貧法のような形で実験的システムが導入されるならば、農業生産性は、現在被っている人為的制約を急速に超え出るだろうし、繁栄は公平に普及するだろう、と論じ」、この「オウエンのメッセージは個々の所有者達から困窮の責任を拭い去り、自発的意思に基づく階級協働を強調したので、多くの「改善志向の」地主が……待ってましたとばかりにハイバーニア慈善協会を通じてオウエンの発案を弄って気晴らしをした」とグレイは評価している<sup>(4)</sup>。つまり、地所内の住民の窮乏に直面した地主達が、自分の懐をあまり傷めずに良心の呵責を緩和できる方策をオウエンの計画に刹那的に見出したゆえの招聘であったという解釈だが、この妥当性については第2節で検討する。

オウエンのアイランド訪問の意味を精査するには、まず当時の状況を踏まえる必要がある。したがって、本稿では、第1節で、1815年ナポレオン戦争終結後のアイランド地主と貧農が置かれた状況をまず概観する。次に第2節で、それに対処すべくオウエンを「真の先駆者」として受け入れたクロンクリ卿について述べる<sup>(5)</sup>。そして最後に第3節で、オウエン来訪の思想的影響を探る観点からトンプソンの対応について分析する。

## 1 1820年代のアイランド農村の状況

ナポレオン戦争によって、アイランドは、1801年の英国との国家合同がもたらす負の影響を幸運にも免れていた。財政構造も通貨もまだ未統合の状態であり、国家合同後も依然としてアイランドの人口は当時のヨーロッパで最も高い増加率であった。しかし、ナポレオンの大陸封鎖によって穀物価格は高値を維持し、しかもアイランドでの労働力需要から溢れた余剰人口は戦時の兵役へと吸収されていた<sup>(6)</sup>。この結果、ミドルマンと呼ばれる中間地主が存在することが多い土地貸借制度であっても、農業収入の全体的増加によって、コティア(cottier)と呼ばれる貧農層もなんとか生活を維持できたのである。ところが、次頁図1に見るように、ナポレオン戦争終結後、穀物価格は大きく低下した。特に1817年から22年までの5年間は下落の連続であった。

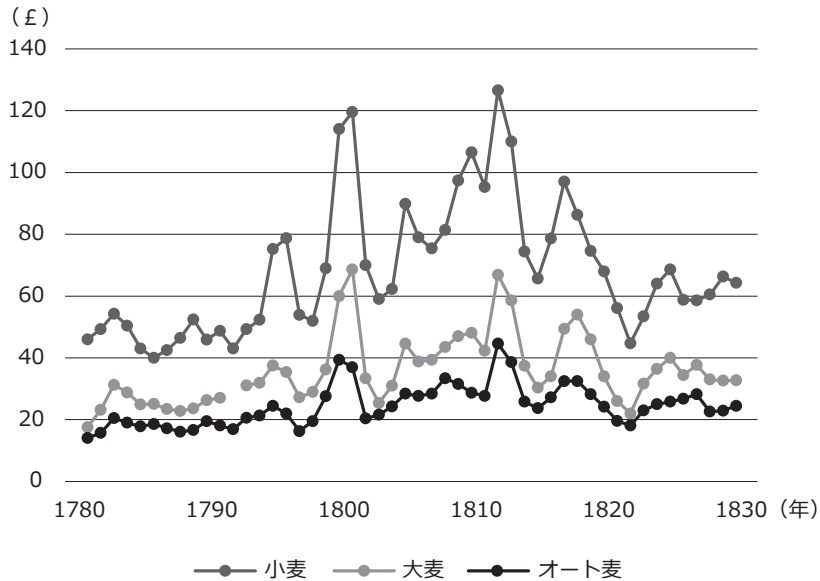
(3) Vincent Geoghegan, "Ralahine: An Irish Owenite Community (1831-1833)", *International Review of Social History*, XXXVI (1991), p.380.

(4) Peter Gray, *The Making of the Irish Poor Law 1815-43*, Manchester U.P., 2009, p.36.

(5) Lord Cloncurry to Robert Owen, Esq., 2nd January 1823, in William John Fitzpatrick, *The Life, Time, and Contemporaries of Lord Cloncurry*, Dublin, 1855, p.341.

(6) Joel Mokyr & Cormac ÓGráda, "Poor and Getting Poorer? Living Standards in Ireland before the Famine", *Economic History Review*, 2nd ser., XLI, no.2, 1988, p.221; Joel Mokyr & Cormac ÓGráda, "New Developments in Irish Population History, 1700-1850", *Economic History Review*, 2nd ser., XXXVII, no.4, 1984, p.475. アイランドの人口増加率は1790年から1821年の間、年1.5%だったが、1821年から1841年までは、0.9%に鈍化した。

図1 1781-1830年連合王国のクォータ当たり平均穀物価格<sup>(7)</sup>



また、穀物価格の下落と大量の兵隊の復員に加えて、1817年と1822年の飢饉も窮乏化に追い打ちをかけたとP.グレイは指摘している<sup>(8)</sup>。まず復員による大量の余剰労働力の問題だが、これがそれまでの中間地主システムの悪影響をさらに深刻化させた。J.S.ドネリJr.は、当時のアイルランド南部の経済状態を詳細に分析して次のように述べている。コーク港が復員の拠点となった関係で、「戦争終結後に、コークの労働人口はアイルランドの他の地域のように「英国軍に加わっていた何千もの人々の復員」で膨れあがった<sup>(9)</sup>。これが窮乏の蔓延を生じさせ、「小作保有地の断片化と人口増加を促進する決定的な役割」を担った。しかも、「この人口増加は、農業労働者やコティアの場合には、ジャガイモという極めて最低限の食餌以外の何らかの作物を生産しうる土地の生産能力を凌いでいた<sup>(10)</sup>。つまり、増加した人口を農業だけで支えるには、細分化された小作地でもつばらジャガイモを栽培し自給自足する他になかったのである。しかも「農場が下位分割で小さくなるにつれ、家族への依存が雇用労働に逆行するように増加した<sup>(11)</sup>。

では、このような余剰労働力をコティア層で吸収したことで誰が利を得たのであろうか。これに答えるためには、まず中間地主システムの形成過程に触れる必要がある。アイルランドの地主の多

(7) 重富公生「ナポレオン戦争期イギリス農業の位置づけをめぐって：「農業革命」論との関連を中心に」『愛媛経済論集』第8巻第2号、1988年12月、75-76頁の「〔表1〕1781-1830年イギリスの穀物価格と輸出入数量」より作成。原データは、B.R.Mitchell & P.Dean, *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge U.P., 1962, pp.488-489. なお、1792年の大麦の平均価格はデータなし。

(8) Peter Gray, *The Making of the Irish Poor Law 1815-43*, Manchester U.P., 2009, p.13.

(9) James S. Donnelly Jr., *The Land and the People of the Nineteenth-Century Cork: The Rural Economy and the Land Question*, Routledge & Kegan Paul, 1975, p.18.

(10) *Ibid.*, p.4.

(11) *Ibid.*, p.19.

くは、テューダー朝以来、数度の政変の度に授封や再授封されたアングリカン・プロテスタントの所領取得者であり、その多くは爵位を得て貴族化していた。本稿では中間地主と区別するため、これを筆頭地主プリンスバルと表現する。多くは所領管理者に経営を任せ、これら管理者は実質中間地主化する場合もあったが一般的ではなかった。この中間地主システムは1793年のカトリックの議会参政権（投票権）獲得によって大きく変化したとドネリ Jr. は指摘する。40 シリング以上納税する自由保有者もしくは四人連名リース保有者へとカトリック信徒の投票権が拡大されたため、議員となって政治的影響力を得ようとする筆頭地主達は、自分の借地人を投票有資格者にして票を確保する方策をとった。コーク州では所有者である筆頭地主から直接農場を借りていた小作地保有者の大部分が、「1800年代の早い時期までに毎年契約の借地農ではなくリース保有者になっているように思われるほど」であり、そのリース期間も従来主流だった一代か21年か31年間の短期リースではなく四人連名リースとなり、これが借地人が中間地主化するきっかけとなった<sup>(12)</sup>。この時、筆頭地主達は転貸禁止をリース契約の条項に入れていなかった。「筆頭地主は彼らから大きな区域の土地を借りている中間地主が、さらに土地を実際に保有している借地農に再貸出しするのを予期していたので、めったにリース契約に転貸を禁止する条項を入れなかった。また、土地所有者は、次第に地所を直接に保有者に長期か短期のリースで貸し出したにせよ、1815年以前に、そのような条項を主張することもなかった。この結果、小作地の実際の保有者が、ナポレオン戦争の間、そして土地資源に対する人口爆発の圧力や戦時好景気に続く長期のデフレの間に、彼らが感じた収入増加の必要性に応じて、自身の権利の下にさらに土地を又貸してより下位の中間地主になるのを妨げるどんな法的障害もなかったのである。家柄のよい不在の中間地主も、リース権をもって土地占有している農場主も、転貸を実行する傾向があった。なぜなら、少なくとも短期的には、彼らは収入を増加させるのに成功したからである」<sup>(13)</sup>。ここから明らかなのは、ナポレオン戦争期の穀物価格高騰で予想外の利益を得たのは、筆頭地主ではなく中間地主であり、その多くがカトリックであったということである。そして彼らは戦後の穀物価格下落に直面したが、その痛手を貧しいコティア層への土地転貸から上がる地代で補った。「中間地主の保有地は、貧しいコティアキャビン・デュエラーか小屋住みで溢れた」<sup>(14)</sup>。

筆頭地主層はこの中間地主システムの経営上の深刻な問題点に次第に気づきはしたが、18世紀末に結ばれた長期リース契約が更新される1820年代後期以降まで、じつと現状を追認するしかなかった。1830年代に筆頭地主層はリース契約が切れると同時に中間地主を一掃する大攻勢をかけたが、それに付随して生じたのがコティアの強制追いつてと高額地代問題である。本稿での考察の対象である1820年代初頭は、そのような筆頭地主層の巻き返しが起こる直前、そして水面下での経済的利害対立がプロテスタントとカトリックの宗派対立に結びつく直前の時代である。特に、1818年から1822年までの穀物価格とアイルランド産食料価格の急激な下落によって、所有者である筆頭地主は、中間地主の地代一部不払いや直接契約の借地人からの地代減額要求に応じざるをえない状況に追い込まれた。それでも、1817年や1822年に飢饉が生じた際、困窮した住民の騒擾や

(12) *Ibid.*, p.11.

(13) *Ibid.*, p.11.

(14) *Ibid.*, p.13.

襲撃の的になったのは筆頭地主層の館だった。一方、中間地主は、18世紀からの長期リース権によって筆頭地主に支払う地代が比較的安く抑えられていたので、コティアに又貸しする地代収入で穀物低価格の苦境を凌ぐことができた<sup>(15)</sup>。豊富な施肥が実施されている穀物栽培向けの土地でさえ、穀物安価のため、コティアのジャガイモ畑用にさしあたり貸し出された。コティアからの借地需要が過剰で競争が激しいため、都市部近くの施肥を行いやすいが非常に高い地代の場所でも借り手はついたのである。こうして、土壌の生産力はジャガイモ栽培に浪費された。

とはいえ、コティアによるジャガイモ栽培用の荒蕪地開墾も進められ、内陸部開墾地に海岸から施肥用のケルプや貝殻礫層やサンゴ砂などを運ぶ必要に依って、連合王国政府の出資で道路建設も行われた。1822年飢饉の際の騒擾を鎮静化するために、ようやく重い腰を上げて政府は道路建設のパブリック・ワークを提供し、この政策は成功裡に終わった<sup>(16)</sup>。国家合同したとはいえ、1820年代でも制度的な統一は未完のままで、アイランドと英国では救貧政策においても違いがあった。アイランドには救貧法がなかったのである。

## 2 クロンクリ卿とオウエン招聘

ナポレオン戦争後の経済的苦境時にアイランド担当<sup>チーフ・セクレタリ</sup>主席政務官を1818年まで務めたのはロバート・ピールであった。救貧法がないアイランドでは、貧民救済は主席政務官の判断で、その都度、一時金を支出して食料を購入し、困窮地域に配布する形で行われていた。ピールは任期中アイランドに在住し、現地の状況をかなり把握できる環境にあり、「過剰に増加した桁外れのアイランド人口は、全般的改善を邪魔する大いなる障害物であり、私よりはるかに賢い人間でも極めて除去しがたいと判るだろう障害物だ」と現状を認識していた<sup>(17)</sup>。彼が容認できる対策と考えているのはアメリカへの移住であり、それが、最も人口稠密な南部で起これば国の助けになる、トリヴァプール卿に書き送っている<sup>(18)</sup>。しかし、喫緊の救貧に政府が支出することが前例化して住民が政府に経済的に依存するようになることをピールは極度に恐れていた。雇用の創出が民衆の物質的・精神的向上のための最良の手段であるとは考えていても、そのための長期的な政策を彼が打ち出すことはなかった。「彼は熱心に耳を傾けたが、極めて決まりきった想像力に乏しいやり方で行動するだけだった。状況を改善する実験的手段を思い切って試してみるより、もっぱらより支出の少ない手段を採用することを選んだ」<sup>(19)</sup>。ピールの原則は、アイランドの経済的苦境からの脱出を、地主層からの私的な慈善や投資に任せるといったものだった。

クロンクリ卿は、このようなピールに対して、沼地や川の干拓や道路建設などの政府による社会

(15) *Ibid.*, p.53.

(16) *Ibid.*, p.27.

(17) Mr. Peel to the Hon. and Rev. C. Le P. Trench, 27 April 1816, in Charles Stuart Parker (ed.), *Sir Robert Peel in early life from his private correspondence*, John Murray, London, 1891, p.233.

(18) Mr. Peel to Lord Liverpool, 24 June 1816, in Charles Stuart Parker (ed.), *Sir Robert Peel in early life from his private correspondence*, John Murray, London, 1891, p.233f.

(19) Robert Carl Shipkey, *Robert Peel's Irish Policy: 1812-1846*, Garland Publishing, New York and London, 1987, p.73.

的インフラ投資と雇用創出プロジェクトの実施を要求し続けた。クロンクリ卿がピールに提案したその時々のアイルランドの状況に応じた政府の具体的な対応策は、彼がピールに出した手紙にすべて反映されている<sup>(20)</sup>。しかし、ピールは毎回当たり障りなく返信するだけで、ほとんどそれには応じなかった。

ピールのこの言質を与えぬ用心深さと敬遠の一因は、クロンクリ卿の前歴にあると思われる。クロンクリ卿、本名ヴァレンタイン・ローレスは、国家合同のきっかけともなった1789年反乱を起こした組織、ユナイテッド・アイリッシュメンの元幹部であり、国事犯となった幹部レベルのメンバーのうち、後述するハミルトン＝ローワンの他にアイルランドへの帰還が許されたただ一人の人物である。ロンドンのミドル・テンプル法曹院に所属しながら、ロンドン通信協会やサー・フランシス・バーデットやジョン・ホーン・トゥックなどの急進派、そして在ロンドンのユナイテッド・アイリッシュメン支持者を結ぶ役割を担った<sup>(21)</sup>。1799年5月から1801年4月までロンドン塔に収監され、釈放後、アイルランド帰還を許された。しかし、1802年、国事犯となっていたユナイテッド・アイリッシュメン幹部が、英仏の捕虜交換交渉の結果渡仏すると、同時期に彼もまた病氣療養理由でニースに発ち、のちにパリに入った。彼の家系はアイルランドとフランス、またカトリックと国教会に跨るという特徴をもっていた。18世紀初頭に祖父がカトリック処罰法を逃れるために一旦フランスに移住し、ルイ15世の顧問となって城館の主となり、父の代で国教会に改宗して再度アイルランドに戻り財を築き、爵位を得た<sup>(22)</sup>。この家系にナポレオン帝政は目をつけた。ユナイテッド・アイリッシュメンのリーダーであったエドワード・フィッツジェラルド卿が反乱の際に暗殺された後、その後を継いで、ナポレオンのブリテン・アイルランド侵攻が成功した暁にアイルランド統治のトップに立てるのは、クロンクリ卿の他にはいなかったからである。彼はフランスの政府や軍の高官に厚遇され、ナポレオンのブリテン侵攻計画が頓挫する1805年まで、ジャコバイト側から見た正当なアイルランドの王位継承者であるヨーク枢機卿ヘンリー・ステュアートと親交を結びつつ、ローマに滞在した。しかし、ナポレオンのアイルランド独立援助の可能性に見切りをつけるやいなや、クロンクリ卿は、オーストリアとドイツを経由してアイルランドに帰還した。途中、イタリアからオーストリアまでは、ナポレオン批判でフランスを追放されていたスタール夫人が旅の一団に加わっていた<sup>(23)</sup>。彼は実に機を見るに敏なのである。

前年のポテトの不作で1817年に続き再び飢饉に襲われた1822年春に、クロンクリ卿は内務大臣

(20) クロンクリ卿のピール宛ての手紙はBritish LibraryのPeel papersの中に保存されている。

(21) バーデットの存在は、アイルランド急進主義の系譜を辿るうえで重要である。バーデットはランズダウン卿主宰のボーウッド・サークルでアーサー・オコナーに出会い、その弁舌に心酔し、生涯にわたり最も信頼を置く関係を築いた。オコナーはミドル・テンプル法曹院の後輩でもあるクロンクリ卿をバーデットに紹介した。同時に、アーサーの弟、ロジャーもバーデットと知己を得て、バーデットはフランスにいるアーサーへの恭敬の念をロジャーに投影して厚遇した。バーデットとクロンクリ卿、オコナー兄弟の親交は生涯続き、さらにロジャーの息子ファーガスはチャーチスト運動のリーダーとなった。ファーガスはのちに土地協同組合運動も試みている。

(22) Karina Holton, *Valentine Lawless, Lord Cloncurry, 1773-1853: From United Irishmen to Liberal Politician*, Four Courts Press, 2018, pp.17-20.

(23) *Personal Recollections of the Life and Times, with extracts from the correspondence of Valentine Lord Cloncurry*, James McGlashan, Dublin, 1850, Chap.VIII. この自叙伝で、スタール夫人の名を出すことは、ナポレオン帝政との一時の連携という汚点を払拭する効果がある。

に昇進したピールに、連合王国政府の責務として、人々を悪疫と飢饉から守り、教育と雇用を与え、法の平等で公正な執行によって宗教的敵意を減少させるよう訴えた。しかし、例によって、ピールからの返答はたんに形式的なものだった。クロンクリ卿は、ブリテン政府の対アイランド救貧対策が地主側での負担を先行条件とするだけで、何も積極的な具体化がないのに業を煮やして、政府を巻き込むための大々的な救貧プロジェクト立案者として、オウエンに白羽の矢を立てた。彼は1822年7月にピール宛てにオウエンの原則に基づいた村を荒蕪地もしくは政府資金か募金で購入した土地に建設する提案をしている<sup>(24)</sup>。この提案に対するピールからの直接の反応はなかったが、オウエンのアイランド訪問についてかなり詳細に研究しているI. ドナキィによれば、オウエンは、「蔓延した貧困を調査するための特別委員会がまもなく設置されるとおそらく知らされて」いて、自身の計画に対する政府の援助を得ようという目的でアイランドに来たようだ<sup>(25)</sup>。ピールが何かしら下院に働きかけた可能性が考えられる。

クロンクリ卿自身は、相互協働というオウエンの理念よりもニュー・ラナークの実践が雇用確保と職能教育・徳育、そして安定した収益の創出を一挙に実現している点を評価した。ピールは、「パブリック・ワークの請願者は、政府がそのプロジェクトについて熟考する前に、莫大な財政的保障を示すべきだ、と頑なに主張した」が<sup>(26)</sup>、彼の要求に応じて地主層がアイランドの貧困対策のためにまとまった資金提供をしなければならないのであれば、一挙両得で安定したリターンのあるオウエン式の救貧事業を企画し、私的な資金提供を募る一方で、政府に共同実施を働きかけたほうがよいという判断だったのである。したがって、クロンクリ卿達が組織した「ハイバーニア慈善協会」の設立も、救貧プロジェクトの提案とともに、政府援助を促すためのアピール戦略の一環であり、しかも不首尾に終わることを半ば覚悟した抵抗の試みであったと捉えることができる。冒頭で触れたように、グレイはクロンクリ卿のオウエン招聘と慈善協会設立を極めて低く評価しているが、少なくとも、クロンクリ卿の第一の狙いはオウエンと慈善協会よりも、ブリテン政府に揺さぶりをかけることにあったのだと思われる。

また、ハイバーニア慈善協会での最初の出資者の一人、ハミルトン＝ローワンにも触れておきたい<sup>(27)</sup>。彼は、ユナイテッド・アイリッシュメンの設立当初からのリーダーの一人だった。クロンクリ卿は「私がローワンと最初に知り合いになったとき、彼は年総収入5,000ポンドの財の持ち主だったが、彼の向こう見ずな慈善活動はその収入に重大な損失をもたらしていた」と回顧している<sup>(28)</sup>。ハミルトン＝ローワンは、1794年に山岳派が実権を握っている革命政府からアイランドに派遣された密使と会ったことが政府に知られ、逮捕される寸前にフランスに逃亡した。フランスで革命の惨状を目の当たりにし、革命政府に失望したが、国外追放処分ゆえに帰国できず、1795年にフィラデルフィアに渡った。ようやくアイランドへの帰還を許されたのは、父親の死によって

(24) Cloncurry to Peel, 2 July 1822, British Library Peel papers, Add. MS 40357, f.12; Holton, *op.cit.*, p.95f.

(25) Ian Donnachie, *Robert Owen: Social Visionary*, John Donald, Edinburgh, p.191.

(26) Shipkey, *op.cit.*, p.89.

(27) *Report of the proceedings at the several meetings, held in Dublin by Robert Owen, Esq.*, Dublin, 1823, p.141.

(28) *Personal Recollections* …, p.137.

その地所を継いだ1806年であった<sup>(29)</sup>。この経緯から考えると、ハミルトン＝ローワンとクロンクリ卿が知り合ったのはアイルランド帰還以降であるが、両者は、綿織物工場を見学するために共にイングランドで徒歩旅行をするなど、厚い信頼関係を築いた。

オウエンのダブリン講演会を企画し、上流の名だたる人々を招待したのはクロンクリ卿だったが、初回のそれは、博愛の穏やかさに満ちた晩餐に終わるところか、オウエンの宗教観に対する一部の聴衆の激高した攻撃で打ち切られた。クロンクリ卿はダブリン講演会に先立って、すでにオウエンのプロジェクトへの出資呼びかけを開始していたが、彼に投げつけられた辛辣な言葉が、アイルランド地主のサイレント・マジョリティの心情を伝えている。「(私達の請願に) ゴルバンは反対するでしょう。彼は、当地のカトリックをまず国教に改宗させるために5、6万ポンドを与えるほうが好ましい、彼らのうち一人でも改宗させられないならば、そのお金は聖人と偽善者の間で山分けされ、先立つ改宗がなければ、1ペニーたりともその無知なカトリックを教育するために使われず、1ペニーを使って10倍の見返りがある国であっても、どんな産業や有用な労働をも促進しない、というのです」。このように、救貧のための慈善を拒む地主層の反カトリックの状況認識をオウエンに伝えた後、さらにクロンクリ卿は、出資金を集めるのが困難であり、プロジェクト実現には政府援助が不可欠であると記している。「議会やブリテンの公衆の私的な寄付が我々を援助してくれない限り、効果のあることは何もできないし、破滅が我々の目前に迫ります」<sup>(30)</sup>。

しかし、連合王国下院アイルランド貧民雇用特別委員会は1823年6月にオウエンを参考人として招き、質疑したうえで、彼の案を却下した。その内容については次節で取り上げるが、さしあたり、オウエンが巻き込まれた政治状況だけに触れておきたい。

特別委員会には、当時議員であった経済学者のD.リカードも出席していた、彼は、1823年7月24日のトロー宛て書簡で次のように述べている。「人々が雇用されるだろうために政府が資本をアイルランドに貸すというのは、多くの人が気に入る計画です。そのような計画に対しては、私は極めて確固たる異議をもっていまして、間違いなくそれを強く唱えます。もし委員会のアイルランド人メンバーの大半が自分達の方策をもてるならば、我々は、莫大な数の慈善のためのローンを貸与するだけでなく、補助金や割増金によってあらゆる種類の製造業をも促進するべきです。他にも計画案がある中で、我々はオウエン氏の話に非常に注意深く耳を傾けました。彼は、我々が800万ポンドを与えればアイルランドをこの先ずっと幸福にするだろうと保証しているのです」。続けてリカードは、アイルランドの地主は、真の自分の利益がどこにあるかを見極められず、「考え抜かれた推論が示す有益な結果」をじっと待つことができないと断じている。彼らは、目先の地代を少しでも多く得るために、借地人から極僅かの地代を取れるかぎりどんどん農地を切り分けて転貸している。しかも、「借地人の勤勉と蓄積の精神を助長することによって地主にもたらされる利益が分からず、民衆をあらゆる種の抑圧に慣れきっている別種の存在であるかのように考えているよう

(29) *Autobiography of Archibald Hamilton Rowan, Esq.*, Dublin, 1840, p.380.

(30) Lord Cloncurry to Robert Owen, Esq., 2nd January 1823, in William John Fitzpatrick, *The Life, Time, and Contemporaries of Lord Cloncurry*, Dublin, 1855, p.342.



に見えます」<sup>(31)</sup>。この手紙から窺えるのは、リカードは、大地主でもある特別委員会のアイランド議員に端から失望しており、彼ら自身も出資する必要があるオウエンの計画を支持することなどないだろうと見込んでいるということである。しかし、リカードは、そのような地主達の態度がたんに経済学的知見の欠如ではなく宗派対立からも生じていること、そして借地の転貸の進行が、地主の強欲ではなく人口を扶養する必要から、アドホックな解決策として生じていることを考慮してはいない。それゆえ、アイランドの苦境の原因はもっぱら地主に帰せられることになる。「アイランドは抑圧された国ですが、イングランドに抑圧されているのではなくて、アイランド国内で鉄の棒で支配している貴族階級によって抑圧されているのです。イングランドはアイランドの悪い点を矯正できるのですが、そこを支配している党派を恐れているのです」<sup>(32)</sup>。しかし、歴史的経緯からみれば、軍事的征服の褒賞としてアイランドの地を授封し、このような地主貴族の支配構造を作ったのはイングランドなのである。

その後、オウエンは自ら議会への請願という戦術に打って出た。まずは、1824年に、前年の特別委員会が出した批判的見解に見合うようにオウエンは計画案を修正し、この修正案を審議するための委員会の設置を請願したのである。この請願は、前年の特別委員会の議長でもあったスプリング・ライスを通して下院に提出されたが、彼は「正直申しまして、この請願に基づいてどのような方法でさらに私が動議を提案できるかあまりはっきりしていないのですが」と言い添えている。この言葉から、ライスの不承不承ぶりが窺われる。結局、この請願は、前年の特別委員会と同じ「空想的」<sup>ウイジョナリ</sup>の一言で却下された<sup>(33)</sup>。暫くの時を経て、1838年7月、オウエンは、空想家と断罪して公的融資を拒否する議会を法的に訴える内容の請願を出した。この時、「良い結果をもたらすことはない」とオウエンに率直に助言しつつも議会への仲介をしたのはクロンクリ卿であった<sup>(34)</sup>。

### 3 トンプソンのオウエン擁護

クロンクリ卿とは異なり、1822年のトンプソンとオウエンの関係はさほど明示的ではない。トンプソン研究者D. ドゥーリーは、「オウエンは、富裕者の慈善精神をくすぐって自分のプロジェクトの財政的援助を受け取ることを期待していたので、彼らに取り入ることを気かけなかった」のに対し、トンプソンは、「労働のために富裕者に屈服することへの用心深い懸念」を「彼の著作の中で最重要の位置に置いていた」ので、両者の活動上の関係が進展するにつれその関係は1830年までに深刻な対立を含むものになった、と分析している<sup>(35)</sup>。またドゥーリーは、トンプソンが『富の分配の諸原理』を出版した1824年までに、オウエンはトンプソンを非常に貴重な協同運動の理

(31) Ricard to Trower 24 July 1823, in *The Works and Correspondence of David Ricard IX*, P.Sraffa (ed.), Cambridge U.P., 1973, p.313f.

(32) *Ibid.*, p.314.

(33) Hansard HC Deb. 26 May 1824 vol.11. cc899-900.

(34) Fitzpatrick, *op.cit.*, p.461.

(35) Dolores Dooley, *Equality in Community: Sexual Equality in the Writings of William Thompson and Anna Doyle Wheeler*, Cork U.P., 1996, p.24.

論家として認識し、自らはむしろカリスマ的リーダーの役割を享受することを選んだが、トンプソンはカリスマ性を危険な誘餌のようなものと考え忌避した、と両人の性格の違いを描写しているが、1822年から1824年までの具体的な関係には触れていない<sup>(36)</sup>。

『富の分配の諸原理』の訳者鎌田武治は、「(トンプソン) 本人の伝えるところによれば、本書の原稿は1822年にはすでに書き終えていたようで、オウエンの相互協働にもとづく社会制度の改革について具体的なイメージができあがったのは1819年から22年にかけてであろう、と想像される。そして本書はその進捗過程で約100頁あった第5章を五分の一ほどに削減するなどの変更が加えられて、1824年に刊行されている」と解説している<sup>(37)</sup>。

この執筆スケジュールを前提すると、すでにトンプソンは、オウエンのアイランド訪問以前にオウエンの教説を受容し、オウエン批判への反批判もロンドンのJ.ベンサム宅に滞在していたときにすでに準備していたのであり、オウエンのアイランド訪問はトンプソンの理論形成にさほどの影響を与えていないことになる。

確かにロンドンでベンサムを介して1822年にトンプソンとオウエンは出会っているが、しかし、その時点でトンプソンがオウエンの理論的擁護に着手したとは必ずしも考えられない。むしろ第6章が全体の三分の一を占める『富の分配の諸原理』の奇妙な構成は、1823年春のアイランドでのオウエンの説明不足な提案と本題からずれた聴衆の批判に対してトンプソンが補足を試みていることを暗示しているように思われる。『富の分配の諸原理』の内容だが、前半の第1章から第3章までは、「幸福」と「安全」の概念を基軸にして彼独自の功利原理である「分配の自然法則」が明晰に導出されている。つまり、論理展開から見れば、本来の表題である「人間の幸福に最も貢献する富の分配の諸原理についての探究」は第3章で完結していて、ここで終わってもよかった著作なのである。ところが、副題が示すように、この原理を「新しく提案された富の自発的平等制度へ応用」する試みが後半の第4章から第6章として付け加えられ、しかもそこで大きく筆致は変化している。後半の縦糸は、オウエンの理想に一足飛びで達することはできず、まずは生産意欲を増進させるために個々人の努力の成果が十分に保障される「平等な安全」の段階が必要であり、この段階を経てこそ自発的平等に至ることができるという論旨だが、これに横糸として、主にオウエンに浴びせられてきた様々な角度からの批判への反駁が加えられている。特に第6章はこの反駁によって全体のバランスを欠くほどに分量が膨れ上がっていて、さらにはトンプソン自身が言及しているように第5章も草稿段階では100頁ほどあった。このため、ウィリアム・ペアが1850年に再編した新版では、後半部の章立てに大きく手が入れているほどである。このように、分配の自然法則を富の自発的平等制度に応用する試みは、あまり整序された仕上がりにはなっていない。ではなぜ、トンプソンはこのような章を取って付け加えて出版したのだろうか。

第5章冒頭での「本研究が一巻に収まり、できるだけ迅速にかつ無駄な経費をかけずに、公衆の検討を受けられるように」というトンプソンの言葉は、彼がある具体的な問題に対する提言とし

(36) *Ibid.*, p.25.

(37) 鎌田武治「解説」、W.トンプソン『富の分配の諸原理2』鎌田武治訳、京都大学学術出版会、2012年、500頁。

て、その著書を準備していたことを窺わせる<sup>(38)</sup>。また、オウエンへの本格的な言及が始まる第6章冒頭での但し書きも、執筆状況を伝える。トンプソンは、自身の目的が富の最も幸福な分配の論証にある以上、オウエンが提唱する計画の「実行可能性と有用性」を評価することは自ら取り組まなければならない課題である、と説明したうえで、その評価の対象は、オウエンの実際の計画というよりその基底にあるコンビネーションの原理であり、その目的も真理の確認であってオウエンへの賛否ではない、と言い添えている<sup>(39)</sup>。ここには、オウエンのプロジェクトに一定の距離を取りつつも理論的に関与しようとするトンプソンのスタンスが窺われるが、この背景にあるのは1823年4月ダブリン講演、そして同年6、7月のロンドンの英国下院アイランド貧民雇用特別委員会でのオウエンの発言であると思われる<sup>(40)</sup>。

6月25日の特別委員会に参考人として出席したオウエンは、「あなたの計画は、卓越したスキル、性格、勤勉さをもった個人から、社会の現行の枠組みではそのような長所と結びついている報酬を奪うことになりやすいと自覚しているのか」という委員の質問に対してこう答えた。「現在（相互協働の）取り決めの下にある個々人は、現状の社会で労働者階級の中で最も成功した個人よりもはるかに多くの報酬を得ることになるというのが私の確信です」。しかし、委員会はこの返答に満足せず、さらに、相互協働組織の下での個々の労働者のスキル、性格、勤勉さの違いに応じた報酬の違いの有無を問い質した。オウエンは、これに対して、前問と同様に、集団全体として相対的により大きな報酬の可能性があると繰り返し、人の性格は各人各様ですが「優れた才をもつ人はその才をより完全に享受するでしょう」と返答した。優れた性格や勤勉さによってより快適な生活を手に入れる自由をえることはないのですか、という質問にオウエンは、個々人に対してはない、と答え、再度、集団全体としての優位性について繰り返した<sup>(41)</sup>。これに対して、委員は、相互協働組織内部での個人間の平等と競争について、単刀直入に、「あなたが提案している村にいる二人の個人を対象を限定してください。スキル、性格、勤勉さに卓越しているほうの人間は劣っているほうより大きな報酬を得るのですか」と訊ねた。オウエンは答えた。「彼はより大きな報酬は得ないでしょうし、より大きな報酬を得ることを望みはしないでしょう」<sup>(42)</sup>。このオウエンの答弁をドナキイは次のように評価している。「彼の答えは説得力がなかった。……彼は、新しい村民の性格は、こ

(38) William Thompson, *An Inquiry into the Principle of the Distribution of Wealth: Most Conducive to Human Happiness; applied to the Newly Proposed System of Voluntary Equality of Wealth*, London, 1824, p.363 (= 鎌田武治訳『富の分配の諸原理 2』京都大学学術出版会、2012年、137頁)。

(39) *Ibid.*, p.384 (= 『富の分配の諸原理 2』169、170頁)。

(40) 1823年4月のダブリン講演でオウエンに浴びせられた激しい批判は主に彼の道徳教育と宗教観に関するものなので、この時の聴衆からの批判がトンプソンに直接影響しているわけではない。オウエンのアイランド訪問の記録として出された *Report of the Proceedings at the Several Public Meetings, Held in Dunlin by Robert Owen, Esq.* Dunlin, 1823 も、また匿名の *A Letter, containing some observations on the delusive nature of the system proposed by Robert Owen, Esq. for the amelioration of the condition of the people of Ireland*, Dublin, 1823 も同様に、彼の共同体プランにおける道徳教育と宗教に主眼が置かれているので、これらから直接トンプソンへの影響を読み取ることはできない。

(41) Report from the Select Committee on the Employment of the Poor in Ireland, 16th July 1823, House of Commons Parliamentary Papers VI, 1823, p.86.

(42) *Ibid.*, p.87.

れまでの共同体とは根本的に違う共同体のメンバーになることによって刷新されるだろう、と答えることができただけだった」<sup>(43)</sup>。7月にもオウエンは委員会で証言したが、委員の賛同を得ることはできなかった。この結果、委員会が出した結論は、相互協働の労働組織の下では怠けや放蕩が一切なくなるだろうというオウエンの見解はまったくの夢想であり、オウエンのプランは採択しないというものだった。そして、委員会は以下のような見解への支持を表明した。「諸条件の不平等が善き行為に自然の報酬を提供し、社会の中での上昇の夢や零落の恐怖を広く一般的に駆り立てる状態こそ、疑問の余地なく、人間のエネルギーや能力を発達させるのに最も適合するのであり、人間の徳の実行や向上に最もふさわしい。もしオウエン氏の施設が彼の意図に従って営まれたら、勤勉と有徳への報酬となるはずのものと同しい量の怠けと放蕩が生じるだろう」<sup>(44)</sup>。この見解こそ、トンプソンが「富の自発的平等に対する通俗的反対論」として批判の対象に据えたものである。

平等と競争に付け加えるもう一つの論点として、家族に対するトンプソンの見解がある<sup>(45)</sup>。オウエンは、ダブリン講演で、相互協働の共同体を拡大された家族であるかのような類比を使って説明している<sup>(46)</sup>。果たして現行の家族が利害を一にする集団なのか、この点について、トンプソンは彼の著作の後半部第5、6章の随所で家族内の不平等と女性が置かれている不安全な状況に触れている。

以上論じてきたように、オウエンのアイランド訪問と、連合王国下院アイランド貧民雇用特別委員会による彼のプロジェクト案の却下は、トンプソンの『富の分配の諸原理』後半の議論の誘因になっているが、では、トンプソンはどのようにオウエン批判に反駁しているのか。まずはトンプソンが示した「分配の原理」を概観したい。第1章第2節で、富の分配が目指す目的は、「幸福、すなわち快樂の最大可能な量」が社会にもたらされることにありと規定される。では、この快樂の最大可能な量をどのように見積もるのか。トンプソンは、この点に、ベンサム功利主義の原理を据えた。つまり、すべての個人の快は等しい質と等しい量の享受可能性をもつものとして前提され、このような基本単位としての個々人の快を、その社会の構成員分だけ総計したものが快樂の最大可能な量となる。地主の快も農民のそれも等しく一人分であり、地主がいくら奢侈な消費をしたところで、当人の快は一人分を超え出ることはないのである。この快の前提を説明しているのが第1章第3節であるが、この快の測り方の平等主義原理こそ、トンプソンがベンサム功利主義から取り出

(43) Ian Donnachie, *Robert Owen: Social Visionary*, John Donald, 2005, p.195.

(44) Report from the Select Committee, *op.cit.*, p.9.

(45) トンプソンの私的な状況も彼の家族観に影響している。彼は、自邸の建築のために父から受けた融資の返済の滞りで、当人から訴えられていた。ところが、まもなく父が死去し、長子相続によってその遺産をトンプソン自身が相続することになった。相続の際にトンプソンの既存の負債分を差し引く遺言を父親から受け取っていた姉3人はこれを不服として新たな訴訟に訴え、この訴訟は彼の生涯にわたって続いた。詳しくは、Fintan Lane, 'William Thomason, bankruptcy and the west Cork estate, 1608-34', *Irish Historical Studies*, vol. 39, no.153, 2014, p.28を参照。

(46) 「この新しいコンビネーションを形成する際に、どれくらいの人数が……利害関係が共通した一団や共同体、つまり家内的もしくは家族的もしくは家族的アソシエーションの下に連合されるべきかを確認するのが私の最初の目的でした。」*The Freeman's Journal*, 15th April 1823. もっとも、オウエンは、プランの具体的提案では、従来の女性の育児・家事労働分担が女性の能力発揮を阻害するとして、家事労働の協働化と育児・家事労働以外の労働を女性が担うことを明言している。

したラディカルさであり、これによってこそ、彼は人類の半分である女性を快の主体として舞台の表に登場させることができた。

次に「安全」という独自の概念が提示される。労働の生産物を個々の生産者が完全に自分の意に従って使用できることが保障されている安全な状態こそ、生産意欲を最も掻き立てるものである（1章6節）。これは事物の自然である。そして、この労働の生産物が強奪される場合、それによって強奪した側が得る幸福よりも、強奪される側が失う幸福のほうが大きくなる（1章8節）。生産物の使用における自由の保障という安全とともに、生産物の交換における自由の保障、言い換えれば自発的交換の安全も必要である（1章7節）。この自発的交換と、オウエンの共同労働と相互協働のプランとの関係をトンプソンは論じている<sup>(47)</sup>。オウエンのそれは、「普遍的利益交換」であり、「自発的交換の普遍的制度」であると述べ、相互協働がもたらす一般的で将来的な個人的利益への動機が、個々の生産者の即時的な個人的利益動機の原理の代替となりうるかどうか自発性が生まれる鍵であると指摘している。

生産物同様、労働そのものも、自分の意に従った使用と交換が保障されなければならない。労働の生産物はより平等に分配されるほど、全体の幸福の量が増し、各人の労働の生産力が増し、それによってさらに生産が促進され富も増大する（1章11節）。逆に、奨励や制約は自由な労働とその生産物の使用の保障という安全の原理を侵害する（1章12節）。

トンプソンは、売ることを強要されない場合、交換は「それぞれの生産に投下されたと推定される労働量に基づいて行われる」であろうと想定し、そのような「労働と労働との正当な等価<sup>ジャスト・エクイヴァレント</sup>」に基づく交換こそ自然であるとする<sup>(48)</sup>。しかし、労働の利益交換が個々の生産者にその労働と生産物の自分の意に従った使用、そして自発的交換という安全を保障した場合、富の分配における不平等が発生する可能性がある。というのは、個々の生産者の労働の生産性において個人的競争が生じるのが想定され、そこでの優劣の差異が生産物の量における不平等に帰結するからである。トンプソンは、この程度の不平等は容認されるべきだと論じる（1章13節）。オウエンとは反対に、トンプソンは不平等を孕んだ富の再生産と安全であっても、道徳的知識の進歩によって、富の平等と矛盾しなくなるだろうと述べる。平等は他人からの略奪の動機を失わせるので、所有の安全は確保されるが、それだけでは次の生産への意欲の発生が説明できない。だが、この点を、オウエンは説明していない、とトンプソンは指摘する。この所有の安全は、これまで、その所有の経緯を問題にすることなく、「富裕層の被害妄想を鎮静化するために不公平に適用」されてきた<sup>(49)</sup>。これは偽の安全である。むしろ分配の不平等が是認されるのは、それがもたらす生産への意欲を与える必要があるという理由ゆえであるとし、トンプソンは、奴隷労働と自由な生産者の労働との間の意欲や生産性の違いに言及する。個人的競争による労働制度における安全は、労働の結果における個人間の違いを容認するため、必ずしも分配の平等と調和しないが、労働意欲や生産性の個々の差異が狭まり、その結果、分配がより平等になっていくかぎり、将来的に調和しうる可能性はある。また、個人的安全に基づいた相互協働による生産、連合した労働の生産物の分配と享受における自発的平等の

(47) Thompson, *op. cit.*, p.56 (= 鎌田武治訳『富の分配の諸原理 1』京都大学学術出版会、2011年、87頁)。

(48) *Ibid.*, p.525 (= 『富の分配の諸原理 2』375-6頁)。

(49) *Ibid.*, p.147 (= 『富の分配の諸原理 1』220頁)。

可能性もある。

幾度もトンプソンは、分配の不平等は、ただ生産意欲を高める限りでは是認されるのであって、その他の不平等は生産に逆に有害であり、平等の恩恵である幸福の総計を減少させるので、除去されるべきである、と不平等の容認に限定をつけている（1章14節）。それ以外の不平等がいかにな有害な結果をもたらしてきたかは第2章で詳述されている。また、地代について、トンプソンは、生産者を、自分の衣食住を原初状態から整える「植民者」と見なし、未開状態と文明化状態ではそのような植民者が生産するために利用可能な資源の違いがあることから、地代の支払いの必要性を説明している。土地は、原材料や道具、衣服や食料などの生産物と同様、開墾や施肥という労働の生産物である以上、完全に自分の意に従って土地という生産物を使用しうる安全を求める占有者が存在することが想定されなければならない、「完全利用の際の安全は、万人に公平に執行されなければならない」と主張される。だが、この場合、その安全を要求しうるのはあくまでもその土地を開墾や施肥という勤労によって獲得した本人だけであることをトンプソンは前提している。「自発的である以外のどんな交換も、勤労によって獲得する以外のどんな所有も、公正無私な安全と両立できないものである」<sup>(50)</sup>。

トンプソンは以上のような「平等な安全」こそ分配の自然法則であり、その内容は「自由な労働、労働生産物の完全利用、自発的交換の機能を意味する」と述べている<sup>(51)</sup>。この原則を踏まえたうえで、後半第5章以降、論点は大きく展開する。トンプソンは、平等な安全が保障されうる労働様式の新たな可能性を問うのである。つまり、それまでは、もっぱら個人的競争の様式だけを前提に平等な安全との両立が考察されてきたが、幸福をより多く生み出す別の様式も考えられるのではないか、という問い直しである。そして、その別の労働様式は、「相互協働による労働システム」という名ですでに提唱されているとして、オウエンの労働制度が本格的な考察の対象に据えられるのである。

この時点でのトンプソンは、さほどオウエンに対して批判的ではない。むしろ、相互協働による労働制度の長所を理論的に補強しようという構えである。「相互協働による労働制度の目的と効果は、結合された労働の全成果の享受において完全に自発的な平等を生み出すことである。この制度は数か所でその実行可能性を証明できる程度に部分的に利用されてきた。その有用性、そして個人的競争制度に対する卓越性はまだ探究されないままである」<sup>(52)</sup>。探究の第一歩として、個人的競争原理が本質的に内包する限界が五つ指摘される。第一は、自己中心主義による仁愛原理の普及の制限、第二は男女両性間の権利義務の平等化の阻害、第三は個々人の判断力の限界ゆえの誤った努力の可能性、第四は病気や老齢などの身体的困難やアクシデントの放任、第五は父親の専制的権力の下にある個々の家庭での子供の教育の歪み、そして財産権や個人的利得のための有用な知識の秘匿である。こうして、個人的競争原理を超えることの意義が示された後、相互協働と平等な安全の両立可能性が検討される。「分配と享受の平等という望ましい状態を、平等な安全を侵害せず暴力を

(50) *Ibid.*, p.40 (= 『富の分配の諸原理 1』 62 頁)。

(51) *Ibid.*, p.366 (= 『富の分配の諸原理 2』 141 頁)。

(52) *Ibid.*, p.367 (= 『富の分配の諸原理 2』 143 頁)。

行使せずに、たんに勤労の獲得物を自発的に譲渡するという方法で様々なコミュニティにもたらすことは可能か否か」という問題を、「相互協働と分配の平等」を結合することでオウエンは解決しようとしている、とトンプソンは評価する<sup>(53)</sup>。その際、協働の「自発性」こそが、個々人の「平等な安全」の担保となる。「富の自発的平等に対する通俗的反対論」への反論で、トンプソンは、多くのオウエン批判は、前提となっているこの自発性の看過や、平等に向かう自発性など人間の本性に存在しえないという臆見に起因するものだと分析する。

さらに、この自発性によって相互協働が組織化されることは、社会全体の改変を意味せず、それを必要ともしないという点を、トンプソンはオウエンを参照しつつ確認する。商品化と市場流通を介在させない完全な自給自足の共同体であれば、外部の社会がどのようなであろうとも、個々人が自発的に出資するだけで、設立も持続も可能である<sup>(54)</sup>。ただし、トンプソンは、オウエンが政府による税という「公的略奪」がもたらす不安全を軽視していると指摘する<sup>(55)</sup>。「一団として協働する共同体全体も、そのメンバーである個々人も、彼らが暮らしている地域共同体や国家共同体全体の政治権力の掌握や行使に関知するべきではないということが、仮に（オウエンによって）提案されている相互協働の申し合わせ事項の一つだとすれば、そして、そのような申し合わせが彼らの組織の不可欠の条件であるとすれば、彼らに期待される生産増大と習慣改善のどんな利点も彼らが以下のように被るだろう不安定の諸弊害を少しも埋め合わせないように思われる」<sup>(56)</sup>。ここでトンプソンは、「より広範で致命的な公的攻撃から生じる不安定」の可能性を想定する。つまり相互協働する共同体への課税である。相互協働はこれを回避することはできず、課税を「甘受するか、断念させるか」しなければならない。それゆえ、「政治権力の保有者達も（相互協働に）加入」して初めて相互協働は保護され、課税を断念させる可能性も生じるというのである。政治に介入せずとも相互協働共同体の生産増大と習慣改善という優位性によって課税の弊害から守られようというオウエンの言動に対し、トンプソンはむしろ「現存するすべての課税をそのような共同体から自発的に取り除く」ことを目指した政治的介入を提言すべきであると主張する。この場合、彼の念頭にあるのは、既存の権力保持者との連合というよりは、彼の理論の枢要である代議制民主主義に基づく政治

(53) *Ibid.*, p.382 (= 『富の分配の諸原理 2』 167 頁)。

(54) トンプソンは、商業をさほど有用であると認めていない。第 6 章第 2 節で相互協働がもたらす諸利益の一つとして労働の浪費の節約に彼は言及しているが、その例として、育児を含む家事労働とともに、卸と小売りの商業が、不生産的であり有用ではないものとして挙げられている。「現在構成されているような社会では、至るところで目にする無数の小売り施設で、二つの事情ゆえに、労働の膨大な浪費と、他人の膨大な労働の産物の消費が生じる。この二つの事情とは、消費者と生産者の隔たりと、夥しい数の個々人、あるいは私的、あるいは家族といった単位での、満たされるべき欲求である。提案されている申し合わせでは、すべての必需品について、消費者と生産者の隔たりは、両者が一緒に住むので、根絶されるだろう。……欲求は共同で満たされるので、小売りすべきものは何もなくなるだろう」。 *Ibid.*, p.404 (= 『富の分配の諸原理 2』 197 頁)。

家事労働については、女性という人類の半分を家庭内に縛り付けて行われる必要があるほど有用で生産的な労働ではないとトンプソンは見ている。

(55) *Ibid.*, p.435 (= 『富の分配の諸原理 2』 244 頁)。第 6 章の始め (*Ibid.*, p.387 (= 『富の分配の諸原理 2』 174 頁)) で、トンプソンは、オウエンが、政治権力によって共同体に課された税金を支払うための相互協働を容認していると指摘している。

(56) *Ibid.*, p.437 (= 『富の分配の諸原理 2』 246 頁)。

権力樹立の必要性であると解される<sup>(57)</sup>。

トンプソンの議論では、手持ちの資金をもたない者、例えばコティア達は、個人か共同体の資格で資金を借りて土地を購入したうえで相互協働に参画し、徐々に返済してゆく過程が展望されている。これは、地代を支払って荒蕪地を借り、とりあえず自給用のジャガイモ畑に開墾するという当時の閉塞的な状況を突破する一つの解法であった。平等な安全の二大障害要因、それは地代と税であり、この廃止こそ、トンプソンが狙っていたものである。

最後に、第6章後半でオウエンの相互協働案をトンプソンがかなり紙幅を費やして人口問題に接続させている点に触れておきたい。まずトンプソンは、貧困こそ人口増加を抑制するという反救貧法の議論で頻繁に出される見解に以下のように反論する。頑迷一徹の無知な人類が、「過剰増殖して自滅する」という説が導くのは、もっぱら過去の窮乏と悲惨から短絡的に予測された永遠の弊害だけであり、そこでは過剰増殖を回避しうる条件を考察することが放棄されている。そして逆に貧困という不安全が過剰増殖をもたらす無知と頑迷への解決策とされてきたが、これは貧困という不安全制度を正当化するための「必然的な創造物」である<sup>(58)</sup>。むしろ「イングランドとアイルランドでの最近50年間の人口増加は、ゆとりのある生活向上が無思慮を生むとか、ゆとりのある生活をしている人々はそれを享受できなくなるほどその人数を増やすとかいう主張が虚偽であることを立証している」<sup>(59)</sup>。アイルランドの人口は、イングランドの増加率より50パーセント以上も多く増加してきたが、それは、イングランドへの輸出用農産物の需要増加があったために、従来の低い生活水準のまま農業部門でより多くの人口の扶養がされてきたことによる。一方、イングランドでは、労働生産性の上昇を長期にわたって実現することで、それまでの生活のゆとりを減じることなく、人口は緩やかに増加している。トンプソンは、「勤労と安楽の増大の後に続く」絶対的人口増加がある一方で、その背後では「生活の安楽品と必需品の増加と比較した」相対的な人口減少も生じているのであり、この後者の人口減少をもたらす条件こそ探究されなければならないものだと指摘する。彼に言わせると、その条件とはまさに生活のゆとりである。自分自身が享受している衣食住の快への愛着は、ある意味で「自己中心的で近視眼的、そして性悪」だが、この愛着こそが、結婚や出産などで家族の数が増えることで快が減少するリスクを予見させ、警戒させるのである。「人口増加と結婚に関する慎重な習慣は、この通俗的自己中心主義的感情の必然的結果である」<sup>(60)</sup>。そして、不安全制度の下でのゆとりでさえ、人口の相対的増加を一定減じる効果をもつものだから、相互協働と平等な安全が確立された状態では、いっそうの効果が期待できる。「もし平等な安全が確立されていれば、あるいは、生産的労働者に安楽をかなり割り当てる余地があるほど平等な安全に近づいているとすれば、たんなる安楽の直接的享受の習慣と愛着が、過剰繁殖によるそれら安楽の喪

(57) トンプソンは第3章で安全原理を保障する政治の必要を論じている。「安全原理の尊重はすべての正当な政府の基礎である」。ただ代議制統治によってのみ、安全原理の完全な維持は達成される。この安全の権利は、抽象的原理に立脚した形而上学的権利ではなく、富の最大生産と最有益な分配とを同時に実現する手段であり、これを実現するのに不可欠なものとして代議制統治はある。*Ibid.*, p.225 (=『富の分配の諸原理 1』340頁)。

(58) *Ibid.*, p.538 (=『富の分配の諸原理 2』394頁)。

(59) *Ibid.*, p.543 (=『富の分配の諸原理 2』401頁)。

(60) *Ibid.*, p.540 (=『富の分配の諸原理 2』397頁)。



失をおのずと警戒するだろう」<sup>(61)</sup>。

以上のようにトンプソンは、真に快の増大を求める合理的判断力をもつ人間であれば、相互協働の共同体に自発的に参入しうること、したがってオウエンの構想がたんに夢想的ではないことを功利主義原理によって示したのである。

## おわりに

本稿では、オウエンのアイランド訪問とクロンクリ卿、そしてトンプソンの関係を考察してきたが、前者から浮かび上がるのは、1845年に始まる大飢饉で災禍を増大させた政治構造がすでに1820年代に形成されていたという点である。それは、窮乏の原因と責任を互いに転嫁しあう英国政府とアイランドの地主貴族層の対立、またアイランド内部では、筆頭地主であるこの貴族層と中間地主の、宗派色も帯びての対立といった構造だが、オウエンはこの構造に巻き込まれ、挙句に「夢想家」のレッテルを貼られたのである。だが、この一種の災難は、そのレッテルを功利主義原理で打ち消そうとするトンプソンの理論的試みをもたらした。1848年、未だ大飢饉の辛苦の中にあるアイランドからクロンクリ卿はオウエンに10年ぶりの手紙を出している。「私はあなたがどこにいて、何を計画し、どんな希望をもっているか存じませんが、あなたも同様に、アイランドの状況をご存じなければよかったです……。アイランドの悲惨と狂気は世界にあまりにも知れ渡っています。あなたには想像できず、私も言葉で言い表せないほどの、悲惨と虐待と絶望があるのです。アイランドの現状を少し知ったことで、約束ずみのあなたのこの秋の訪問が実現されていないのだと察します。実際のところ、あなたの思いやりや心使いで私達は慰められませんし、あなたに喜んでお約束することもできないのです」<sup>(62)</sup>。オウエンの提案から四半世紀後、大飢饉の波は、地代収入を壊滅させることで、ついに地主貴族階級までも飲み込んだのである。

（ごとう・ひろこ 法政大学経済学部教授）

(61) *Ibid.*, p.544 (= 『富の分配の諸原理 2』 403頁)。

(62) Lord Cloncurry to Robert Owen, Esq., 18th September 1848, in Fitzpatrick, *op.cit.*, p.534.